

○福岡県警察基盤強化委員会設置要綱の制定について(通達)

平成25年6月26日

福岡県警察本部内訓第16号

本部長

この度、福岡県警察基盤強化委員会設置要綱を次のとおり制定し、7月1日から施行することとしたので、その運用に誤りのないようになされたい。

記

第1 趣旨

この内訓は、福岡県警察基盤強化委員会の設置、任務、構成、運営等に関し、必要な事項について定めるものとする。

第2 設置

福岡県警察本部に、福岡県警察基盤強化委員会(以下「委員会」という。)を置く。

第3 任務

委員会は、福岡県警察の人的基盤及び組織的基盤の強化(「以下「基盤強化」という。)に関する総合的な検討を行うことにより、警察職員個々の資質の向上及び警察力の充実強化を図り、もって県民の信頼の確保及び治安水準の更なる向上に寄与することを任務とする。

第4 構成

- 1 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。
- 2 委員長には警察本部長を、副委員長には警務部長をもって充てる。
- 3 委員には、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 総務部長
 - (2) 生活安全部長
 - (3) 地域部長
 - (4) 刑事部長
 - (5) 暴力団対策部長
 - (6) 交通部長
 - (7) 警備部長
 - (8) 福岡市警察部長
 - (9) 北九州市警察部長
 - (10) 警察学校長
 - (11) 福岡県情報通信部長

(12) 警務部首席監察官

(13) 警務部警務課長

第5 運営

- 1 委員長は、必要の都度委員会を招集し、会務を総理する。
- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代行する。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、委員会への出席を求めて意見を聴くことができる。

第6 幹事会

- 1 委員会に、基盤強化に係る調査、検討、企画・調整等を行わせるため、幹事会を置く。
- 2 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって構成する。
- 3 幹事長には警務部長を、副幹事長には警務部警務課長及び警務部監察官(特命担当)をもって充てる。
- 4 幹事には、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 総務部総務課長
 - (2) 総務部広報課長
 - (3) 総務部会計課長
 - (4) 生活安全部生活安全総務課長
 - (5) 地域部地域課長
 - (6) 刑事部刑事総務課長
 - (7) 暴力団対策部組織犯罪対策課長
 - (8) 交通部交通企画課長
 - (9) 警備部公安第一課長
 - (10) 福岡市警察部庶務課長
 - (11) 北九州市警察部次長
 - (12) 警察学校副校長
 - (13) 福岡県情報通信部通信庶務課長
- 5 幹事長は、必要の都度幹事会を招集し、会務を掌理する。
- 6 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるときは、警務部警務課長がその職務を代行する。ただし、非違事案に係る調査、検討、企画・調整等を行うときにあっては、警務部監察官(特命担当)が代行するものとする。

7 幹事長は、必要があると認めるときは、幹事以外の者に対し、幹事会への出席を求めて意見を聴くことができる。

8 幹事長は、幹事会において審議した結果を委員会に報告するものとする。

第7 ワーキングチーム

1 幹事会に、基盤強化に係る具体的な調査、検討、企画・調整等を行わせるため、ワーキングチームを置く。

2 ワーキングチームは、会長、副会長及び会員をもって構成する。

3 会長には警務部警務課統括管理官を、副会長には警務部警務課管理官(企画担当)、警務部教養課管理官(次席)及び警務部監察官室管理官(次席)をもって充てる。

4 会員には、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 総務部総務課課長補佐(企画担当)
- (2) 総務部会計課課長補佐(予算担当)
- (3) 警務部警務課課長補佐(総合企画担当)
- (4) 警務部警務課課長補佐(企画第一担当)
- (5) 警務部警務課課長補佐(企画第二担当)
- (6) 警務部警務課課長補佐(法制担当)
- (7) 警務部監察官室室長補佐(企画担当)
- (8) 生活安全部生活安全総務課課長補佐(企画担当)
- (9) 地域部地域課課長補佐(企画担当)
- (10) 刑事部刑事総務課課長補佐(企画担当)
- (11) 暴力団対策部組織犯罪対策課課長補佐(企画担当)
- (12) 交通部交通企画課課長補佐(企画担当)
- (13) 警備部公安第一課課長補佐(庶務企画担当)
- (14) 福岡市警察部庶務課課長補佐(企画担当)
- (15) 北九州市警察部機動警察隊総務班長
- (16) 警察学校庶務科長
- (17) 福岡県情報通信部通信庶務課次席

5 会長は、必要の都度ワーキングチームを招集し、会務を掌理する。

6 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、警務部警務課管理官(企画担当)がその職務を代行する。ただし、非違事案に係る具体的な調査、検討、企画・調整等を行うときにあっては、警務部監察官室管理官(次席)が代行するものとする。

7 会長は、必要があると認めるときは、会員以外の者に対し、ワーキングチームへの出席を求めて意見を聴くことができる。

8 会長は、ワーキングチームにおいて審議した結果を幹事会に報告するものとする。

第8 専門部会

1 会長は、専門的な視点による調査又は検討を行わせるため必要があると認めるときは、ワーキングチームに、専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、会長が指定する事項について、専門的な視点による調査及び検討を行うものとする。

3 専門部会は、部会長及び部会員をもって構成する。

4 部会員は、会長が指定する所属の職員のうちから、会長が当該所属の長と協議の上指名する者をもって充てる。

5 部会長は、部会員のうちから会長が指名する者をもって充てる。

6 部会長は、必要の都度専門部会を招集し、会務を掌理する。

7 部会長は、専門部会において調査又は検討を行った結果を会長に報告するものとする。

第9 庶務

1 委員会、幹事会及びワーキングチームの庶務は、警務部警務課において処理する。ただし、非違事案に係る調査、検討、企画・調整等を行うときにあつては、警務部監察官室において処理する。

2 専門部会の庶務は、当該部会長の属する所属において処理する。

第10 その他

この内訓に定めるもののほか、基盤強化の推進に関して必要な細目的事項は、警察本部長が別に定める。